

# 松本市子育てガイドブック仕様書

## 1 概要

妊娠から出産、子育てに関する有益な情報提供を目的として、市の施策や各種手続きなど情報に企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた子育て家庭向けの情報誌「松本市子育てガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を松本市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「事業者」という。）が協働で発行する。

## 2 発行時期

毎年7月（予定）※毎年内容を改訂すること。

## 3 業務期間

協定締結日から令和11年3月31日

## 4 規格等

### (1) 規格

- |         |   |
|---------|---|
| ア A5版   | 96ページ程度   |
| イ 紙質    | 表紙：コート135kg相当（菊版93.5kg相当）<br>本文：コート73kg相当（菊版50.5kg相当） |
| ウ 刷り色   | 4色刷り  |
| エ 製本    | 無線綴じ  |
| オ 主な内容  | 市の子育て支援情報<br>（市役所の窓口・手続き・公共施設案内ほか）<br>地域情報、広告など       |
| カ 広告の掲載 | 全紙面に対する広告の割合は、概ね30パーセント以下とし、松本市広告取扱要綱の規定を遵守すること       |

### (2) 校正

原則3回以上行うこと

## 5 発行部数

7,000部/年

## 6 役割分担および制作方法

- (1) 市は、事業者にガイドブック制作に必要な子育てに関する情報、手続きな

どについて資料を提供する。事業者との協議に基づき、できる限りの情報提供に努めるものとする。

- (2) 事業者は、ガイドブックの制作に必要な行政情報およびその他の情報の収集を行い、ガイドブックの企画、編集、印刷、製本を行う。
- (3) 協働発行事業者は、「松本市子育てガイドブック」の企画、編集などについては、市と十分に協議するものとし、市の承諾を得なければならない。
- (4) 事業者は、ガイドブックに広告を掲載できるものとし、広告主の募集・広告の作成は事業者が行い、その収入は、事業業者に帰属する。
- (5) 広告について、医師会加入の医療機関は個別に広告を掲載せず、一覧で掲載するものとする。

## 7 作成経費

ガイドブックの企画、編集、印刷製本に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は、一切の費用を負担しないものとする。

## 8 納品方法

- (1) 事業者は、市が指定した部数をこども育成課および関係課に納入する。
- (2) 納品時に、広告部分を除いた子育てに関する情報の掲載ページの電子データを PDF 形式ファイルに変換し、CD-ROM など磁気記録媒体に記録し、納品する。

## 9 責任分担および問合せなどの対応

- (1) 行政情報に関する責任は、市が負うこととし、問合せ等があれば市が対応する。
- (2) 行政情報以外に関しては、事業者が負担を負い、問合せがあれば事業者が対応する。

## 10 著作権の帰属

市が提供する情報に係る部分の著作権は、市に帰属するものとする。

## 11 その他

本仕様書および協定書に定めがない事項については、市および事業者が協議のうえ、決定するものとする。